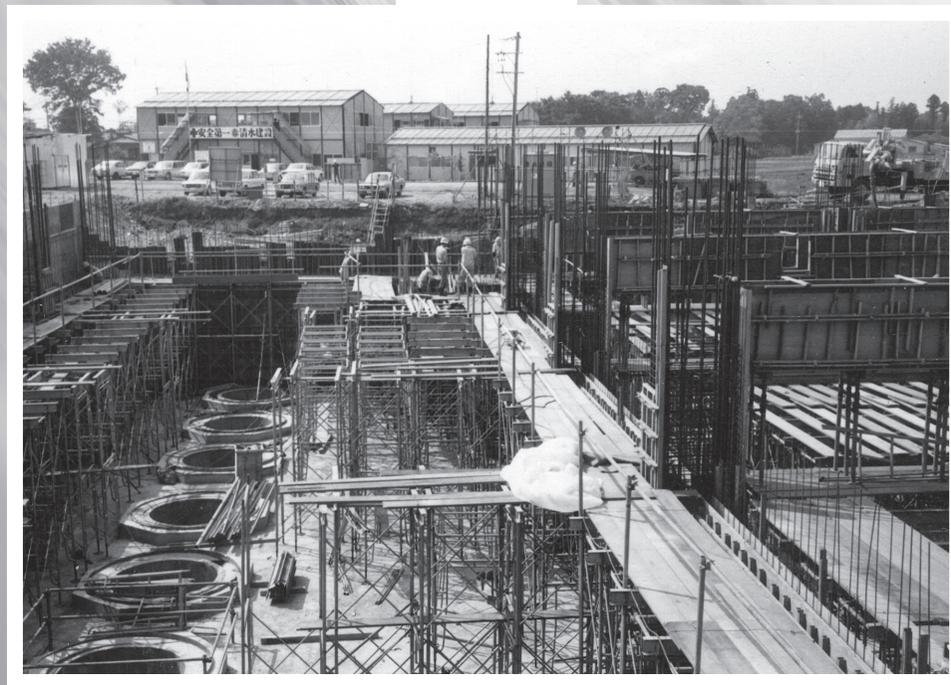


Ⅲ 宇都宮の下水道の歴史

第4章

都市化へ対応する 下水道整備



川田下水処理場(現在の川田水再生センター)管理棟地下1階F壁型枠打設

第1節 本格化する下水道整備

1 下水道法改正とその背景

昭和40(1965)年8月からはじまった田川下水終末処理場(現在の下河原水再生センター。本章では「田川処理場」と表記)での下水処理は、当市における本格的な公共下水道整備事業の幕開けとなった。その一方で、高度経済成長の下、全国的な問題として公害などの環境汚染の進行は、物質的な豊かさによっては補い得ない環境問題との関連において、改めて豊かな生活のあり方を考えさせる抜本的な再検討をせまるものだった(『昭和46年版 公害白書』)。このような現状の中、わが国における下水道史の大きな節目となったのが、昭和45(1970)年12月の下水道法の改正(以下、「改正法」と表記)だった。

旧水質二法の制定と問題点

昭和33(1958)年に公布された下水道法では、放流水の水質基準(第8条)や除害施設の設置等の水質規制(第12条)の規定といった水質に関する条項が述べられていた。その一方で、下水道法公布と同じ年の12月、「旧水質二法」と呼ばれる「公共用水域の水質の保全に関する法律(法律第181号)」いわゆる「水質保全法」と「工場排水等の規制に関する法律(法律第182号)」いわゆる「工場排水規制法」が制定された。

旧水質二法は、わが国における初めての本

格的な水質汚染防止のための法律であり、昭和20年代後半から顕在化した水俣病やイタイイタイ病への対策のために制定された法律だった。しかし、この法律は指定された水域に排水規制を導入するもので、業種別に必要に応じて規制が定められるために、年々増加する水質汚濁等に関する問題に対処できなくなっていた。結果として、昭和40年代初めの阿賀野川水銀汚染(第2水俣病)やさらなるイタイイタイ病発生を生むこととなってしまった。

公害対策基本法の制定

昭和30年代後半になると、四大公害病(水俣病・イタイイタイ病・第2水俣病・四日市ぜんそく)をはじめとする公害問題がさらに深刻な社会問題となっていた。これを受けて、昭和42(1967)年8月、「公害対策基本法」(法律第132号)が公布・施行された。この法律は、「事業者、国及び地方公共団体の公害の防止に関する責務を明らかにし」、「国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的」(第1条)として制定された。また、この法律で規定された「公害」とは、「大気汚染」「水質汚濁」「土壌汚染」(当初は含まれていなかった)「騒音」「振動」「地盤沈下」「悪臭」の7つを指している。

ここで特筆すべき点は、「水質環境基準」を初めて法的に位置付けたことである(昭和45年4月の閣議決定で水質環境基準が設定

された)。この時点では、下水道法の改正は行われなかった。しかし、下水道の計画的整備や適切な放流水の水質基準の設定等、積極的な水質確保に向けた取り組みが一層求められるようになった(藤川眞行「環境法としての下水道法」)。

栃木県の動向

一方、栃木県に目を向けると、昭和38(1963)年9月に「栃木県公害対策審議会」が設置され、翌39(1964)年の夏には、県は東

京大学と宇都宮大学に委託し水質汚濁系統調査を実施した(図S4-1)。その結果、宇都宮市内を流れる河川で、「強汚染区間(排水や運輸舟行用には使用できるが、工業用水には高度の処理を要し、農業用水には疑問、魚は棲めない)」に釜川、「中汚染区間(コイやフナは棲めるが、工業用水には処理を要し、農業用水にはなんとか使用できる)」に田川、「弱汚染区間(水産、水道用水、水浴に普通の方法で利用できる)」に田川上流」と認定された(昭和40年2月18日『下野新聞』)。さらに、昭和41(1966)年10月には、公害対策基本法に先立って、「住民の健康で文化的な生活を大気汚染や水質汚濁等の公害から保護し、生活環境を保全」することを目的とした「栃木県公害防止条例」が施行された。

水質汚濁防止法の制定

このように、国や県では、下水道に関係のある法案や条例が次々と制定されていった。そのピークともいえるのが、昭和45年11月から12月に開かれた第64回臨時国会(公害国会)での一連の関連法案の提出だった。中でも、下水道に関わる法案のうち、12月に公布(翌年6月施行)された「水質汚濁防止法」(法律第138号)と同月に公布された改正法は、下水道史を語る上で特筆すべきターニングポイントであった。

水質汚濁防止法は、「工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制」し、「生活排水対策の実施を推進すること」で「公共用水域及び地下水の水質汚濁(水質以外の水の状態が悪化することを含む)の防止を図り」、「国民の健康を保護するとともに生活環境を保全



図S4-1 東京大学と宇都宮大学による水質汚濁系統調査に関する記事(昭和40年2月18日『下野新聞』)

し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的」とした法律である(第1条)。この法律によって、これまでの水質基準の設定(水質保全体法)と個別の規制措置(工場排水規制法)の2法は廃止された。

この法律では、旧水質二法で問題となっていた個別による水域指定を廃止し、全水域を対象とする一律の排水基準の設定を行った。また、地方自治体の権限強化を行い、条例による上乗せ排水基準の設定と排水基準違反の直罰化など、規制対象を広範囲に拡大した内容となった(藤川眞行「環境法としての下水道法」)。なお、下水道の終末処理場については、水質汚濁防止法の規制対象となっている。

下水道法の改正

一方、改正法は「公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定め」た(第1条)。そして下水道の公共用水域の水質保全機能を明らかにし、公害対策基本法に基づく水質汚濁に関する環境基準を達成するための下水道整備の基本計画(流域別下水道整備総合計画)を策定すること等を盛り込んだ内容となった(『昭和46年版 公害白書』)。そして、下水道の役割と目的に「公共用水域の水質保全に資すること」(第1条)という一文が追加された。ここに、現在につながる水環境の整備と水循環の健全化への第一歩が記された。

また改正法では、流域下水道に関する規定の整備(第1条第2項)とともに、公共下水道と流域下水道には、終末処理場を有するこ

と(第2条3号・4号)、そして、終末処理場を有する区域の場合、下水の処理開始後の3年以内に水洗便所に改造しなければならず、その際に市町村は水洗便所に改造する者にたいして資金の融通等に努めること(第11条の3)が明文化されている。

流域下水道が整備された背景には、都市化が進み、社会情勢の変化による水質保全への必要性が高くなり、下水道事業を従来の市町村単位で実施するだけではなく、河川等の流域単位に基づく行政区域を越えた広域的な観点から計画を立案・実施する必要性が強く認識されるようになったためである。

なお水質規制については、事業者の水質測定義務の規定化、除害施設等に対する検査の充実といった程度であまり大きな見直しは行われず、昭和51(1976)年の下水道法の見直しまで待つこととなった(藤川眞行「環境法としての下水道法」)。

下水道法の一部改正

昭和51年5月、改正法の一部見直しが行われた。その目玉となったのは、水質規制の目的を施設保全と水質保全に分離し、水質汚濁防止法の水質規制の措置と同じ仕組みが導入された点である(藤川眞行「環境法としての下水道法」)。「水質保全」については、水質汚濁防止法と同じ措置(工場・事業場の特定施設設置等に関する届出制度の導入と直罰制度の導入等)が講じられた。この見直しによって、水質規制の特別法という側面がある下水道法は現代的なかたち生まれ変わり、下水道事業は社会的な地位を得たとも言えよう(稲場紀久雄「試論 下水道法形成略史」)。

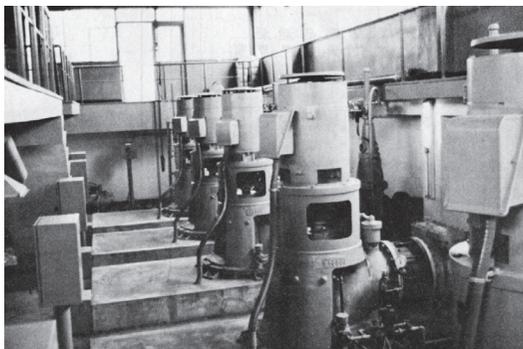
こうした下水道が担う役割の位置付けの転

換は、昭和46(1971)年7月の環境庁の開庁とも深くかかわっていた。「公害国会」における関連法の成立と環境庁の開庁は、高度経済成長期がもたらした負の遺産とも言うべき公害問題に対して、国がようやく重い腰をあげて向き合おうとした第一歩でもあった。

2 公共下水道整備の本格化

予算難を乗り越え第1期事業が完了

昭和32年にはじまった第1期事業での污水管渠の整備は、当市中心部で行われた。当初、6つの排水区に分割していたが、昭和40年度までには、この6つの排水区を「中部排水区」(昭和の大合併以前の本市をほぼ網羅)としてまとめ、さらに6つの分区に再編した。昭和40年12月、建設省(現在の国土交通省)から中部排水区の第2(田川西岸を南北縦長のエリア)・第4(中心部)・第5(オリオン通り西エリア～宇都宮城址公園西付近)・第6分区(市役所～上下水道局付近)の事業計画変更(認可)が下りた。そして昭和44(1969)年10月には、先の中部排水区の第2・4・5・6分区に加え、第3分区(泉町～清住町通り松原3丁目付近)と西部排水区(第1



図S4-2 污水ポンプ室(田川処理場：『宇都宮市の下水道 昭和53年度版』)

～第3分区：栃木県警察学校～桜通り～材木町通り～東武宇都宮線南宇都宮駅付近)、東部排水区(第2・3分区：今泉八坂神社～田川処理場東の田川)の事業計画変更(認可)が下りた(昭和46年1月の事業計画変更も同エリア)。なお、中部排水区と西部排水区第1・第2分区は田川第1処理区、西部排水区第3分区と東部排水区は田川第2処理区の管轄と定められた。また下水の排除方式は、東部排水区第2分区と中部排水区第3分区の一部が分流式(汚水と雨水を別々の管で排除する方式)で、それ以外は合流式(汚水と雨水を同一管で排除する方式)を採用した。

ところで、田川処理場での下水の処理にはこぎつけたものの、まだ完成には至らなかった。にもかかわらず、下水道整備事業の予算は年々減少していった。当時の新聞記事でも「市街地外周部の都市化に伴って、下水道の新設事業が増加、半面国からの補助がしぶく予算難ともからみ合って悲鳴をあげている」と報じられていた(昭和44年2月22日『下野新聞』)。ちなみに、昭和44年度における国



図S4-3 公共下水道事業の予算難を報じた記事(昭和44年2月22日『下野新聞』)

からの補助金は1,550万円で、この年度の下水道事業財源全体の約2割弱であり、起債(3,760万円)と市費(3,176万8,000円)を合わせても1億円に届かなかった。

とはいえ、管渠延長53,015.04m、整備面積は218.6haと昭和40年の事業計画変更通りに整備され、第1期事業は昭和44年度に完了した。

新たな都市計画法の施行

昭和43(1968)年6月、高度経済成長期の市街地化の進展に対応した計画的な街づくりの方法を規定し、市街化区域と市街化調整区域の区分といった街づくりを行う場所等を規定した「都市計画法」(法律第100号)が旧法を廃止し新法として公布された(施行は翌44年6月)。同法の公布・施行は、下水道整備事業にとって整備拡張のきっかけとして大きな意味を持っていた。そして昭和45年10月には、同法第7条に基づく「線引き」(区域区分)が実施され、市街化区域と市街化調整区域に関する都市計画が決定された。

都市計画法上、市街化調整区域での開発は認められていないが、一定の条件に当てはまれば開発が認められている。その場合の規定や事務手続き等を定めたのが、同法第29条「開発行為の認可」(開発許可制度)である。昭和49年の同法改正では、開発許可制度の適用範囲が未線引都市計画区域(現在の非線引き都市計画区域)にまで拡大され、また市街化調整区域における既存宅地確認制度の創設なども定められた(施行は翌50年4月から)。

栃木県の場合、県主導で「線引き」(区画区分)による都市計画が3都市計画区域22市町

で決定され(当市の場合、昭和45年7月)、さらに昭和48(1973)年3月には、道路や排水などの技術基準を総合した「栃木県開発許可制度運用基準」が制定された(『栃木県開発許可事務の手引き』)。これらにより、市街化調整区域でのニュータウン化を後押しする結果となり、それに伴う下水道整備が喫緊の課題となってきた。

第2期事業のはじまりと新たな局面

第2期事業が昭和44年6月にはじまり、同年10月の事業計画変更(認可)から第4次5カ年計画の最終年となる昭和55年度までは、当市における下水道事業は、当時の社会状況の影響を受けながら新たな局面を迎えていた。その局面とは、①機構改革、②汚水管渠整備と事業費の拡大、③都市下水路整備の本格化、④第1次オイル・ショックの影響、⑤終末処理場の増設と新設の5点にまとめることができる。

①機構改革

昭和44年6月にはじまった第2期事業では、事業計画面積を970.82haとした。そして昭和45年4月、これまで建設部に属していた下水道課が都市開発部へ移設された。これは、都市計画法に基づく下水道整備の素地づくりを念頭に置いての機構改革だったと言えよう。そして、昭和47(1972)年4月に下水道課は都市開発部から土木部へ移設され、翌48(1973)年4月に下水道部を新設し、業務課と工事課を設置した。都市開発部時代の総仕上げ的成果が、都市計画審議会からの答申による市街地の35%の下水道完備を目指す計画をスタートさせたことだった(『宇都宮市議会史 記述編3』)。

下水道事業を担うセクションがわずか3年間で3つの部署へ移動したことは、この時期が高度経済成長期の頂点を迎え、都市計画法による市街化区域の導入と拡大による住宅地と人口の増大、そして都心部の人口が郊外に流出することで起こった急速な都市化(ベッドタウン化)とそれに伴う人口増に対する行政側の態勢強化だった。

②汚水管渠整備の拡大と事業費の増大

都市開発部へ下水道課が移設されると、下水道整備が飛躍的に進むこととなった。それは財源面から見ても明らかで(表S4-1)、昭和45年度は、田川第1処理区の汚水管渠整備費で2億941万2,000円、この年度から整備事業費が計上された田川第2処理区で7,255万2,000円、合わせて2億8,196万4,000円と前年度に比べ約3倍以上となった。また国からの補助金も8,150万円と前年度と比べて約5倍に増額した。当然ながら、起債も市費も大きく増額した。

そして昭和47年度になると、事業計画面積を2,702.46haと約3倍に拡大変更し、単

年度での汚水管渠延長4万1,048.37m、単年度の整備面積が176.44haとそれぞれ前年度に比べて約2.5倍と約2倍以上も整備された(表S4-2)。当然ながら、事業費面でも田川第1処理区の汚水管渠整備費が7億5,761万2,000円と前年度の4億4,390万1,000円の約1.5倍、田川第2処理区が5億3,853万円と前年度の2億305万2,000円の約2倍以上、事業費全体で23億5,309万7,000円と前年度の8億2,524万9,000円の約3倍近く増額した。

こうした背景には、



図S4-4 年頭の抱負で下水道整備について語る小池市長(昭和47年1月1日『下野新聞』)

表S4-1 昭和44～55年度における公共下水道事業費と財源の内訳

(単位：千円)

年度	田川第1処理区			田川第2処理区				費管計渠	費事業	補助金 国庫	補助金 県費	起債	負担者 受益者 金	市費
	管渠	処理場	計	管渠	ポンプ場	処理場	計							
44	84,868	—	84,868	—	—	—	—	84,868	84,868	15,500	—	37,600	—	31,768
45	209,412	—	209,412	72,552	—	—	72,552	281,964	281,964	81,500	—	113,800	1,336	85,328
46	443,901	178,296	622,197	203,052	—	—	203,052	646,953	825,249	200,000	2,062	462,500	113,208	47,479
47	757,612	521,423	1,279,035	538,530	—	535,532	1,074,062	1,296,142	2,353,097	628,200	6,515	1,374,300	100,659	243,423
48	787,151	275,211	1,062,362	692,626	83,891	96,085	872,602	1,479,777	1,934,964	281,800	2,650	1,197,700	104,483	348,331
49	623,550	10,900	634,450	469,491	24,700	268,483	762,674	1,093,041	1,397,124	240,000	1,333	785,000	120,327	250,464
50	168,726	—	168,726	1,390,373	78	1,077,372	2,467,823	1,559,099	2,636,549	253,200	2,575	1,984,800	120,310	275,664
51	11,735	—	11,735	1,017,554	84	1,853,588	2,871,226	1,029,289	2,882,961	456,800	3,243	2,114,900	48,904	259,114
52	255,402	—	255,402	859,661	144	3,144,402	4,004,207	1,115,063	4,259,609	1,154,400	5,403	2,747,600	46,314	305,892
53	948,352	—	948,352	774,152	93	1,762,071	2,536,316	1,722,504	3,484,668	1,462,860	3,813	1,775,240	33,433	209,322
54	1,178,704	—	1,178,704	1,012,800	—	1,136,700	2,149,500	2,191,504	3,328,204	1,666,160	3,434	1,366,400	15,734	276,476
55	1,146,140	—	1,146,140	1,551,325	15,682	398,781	1,965,788	2,697,465	3,111,928	1,708,600	2,604	1,144,000	47,801	208,923

(『宇都宮市の下水道 昭和56年度版』)

昭和46年度からはじまった国の第3次下水道5カ年計画に伴う昭和47(1972)年9月の事業計画の変更認可があった。その内訳をみると(汚水)、田川第1処理区の中部排水区(389.59ha)と西部排水区(第1・2分区:399.37ha)、田川第2処理区の西部排水区(第3分区:124.63ha)、東部排水区(第1~3分区:200.23ha)、南部排水区(第1~11分区:1,110ha)、駅東排水区(第1~4分区:475.64ha)の合計2,699.46haに及んだ(表4-3参照)。

当時の小池嘉子市長は、新年の抱負として真っ先に「下水道のない都市は都市ではない」(昭和47年1月1日『下野新聞』)と述べ、下水道の整備推進事業に並々ならぬ意欲を見せていた(『宇都宮市議会史 記述編3』)。小池市長の意欲に裏打ちされた言葉が、昭和47年度をひとつの分水嶺として、本市における下水道事業をさらに推し進めることとなった。

③都市下水路整備の本格化

「公共下水道」とは、終末処理場を有し、「汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗

渠である構造のもの」(下水道法第2条第3号)を指す。これに対して「都市下水路」とは、主に公共下水道の排水区域外の市街地で雨水排除を目的とし、終末処理場へ接続してないものを指す。

都市下水路の整備を見ると、昭和45年度からは、工場が多く学校・住宅などが密集している宮原地区での宮原都市下水路の整備(~昭和48年度:計画集水面積278ha、計画延長2,720m)が行われた。

昭和47年度からは雨水事業の認可を取得し、この年度から本格的な都市下水路の整備がはじまった。昭和44年11月にはじまった駅東土地区画整理事業に伴う駅東都市下水路の整備(単年度:計画集水面積897ha、計画延長2,400m)、昭和48年度には清原地区での清原都市下水路の整備(単年度。昭和49年度実施:計画集水面積363ha、計画延長2,580m)、昭和50(1975)年度には平出地区での平出都市下水路の整備(~昭和57年度:計画集水面積187ha、計画延長2,110m)、昭和51(1976)年度には兵庫塚町から今宮3丁

表S4-2 昭和44~55年度の公共下水道の整備状況

年度	事業計画面積 (ha)	管渠延長		整備面積			
		単年度 (m)	累計 (m)	単年度 (ha)	累計 (ha)	整備率 (%)	
44	970.82	535.10	53,550.14	1.23	219.83	3.6	
45		5,709.71	59,259.85	26.92	246.75	4.1	
46		17,225.37	76,485.22	85.82	332.57	5.5	
47		2,702.46	41,048.37	117,533.59	176.44	509.01	8.4
48			38,269.70	155,803.29	170.21	679.22	11.3
49			26,543.75	182,347.04	122.70	801.92	13.3
50			18,176.43	200,523.47	94.00	895.92	14.9
51			5,831.73	206,355.20	0.00	895.92	14.9
52			3,698.20	210,053.40	7.22	903.14	15.0
53			8,487.85	218,541.25	17.96	921.10	15.3
54	38,318.25		256,859.50	128.40	1,049.50	17.4	
55	2,750.00	32,968.30	289,827.80	124.00	1,173.50	19.5	

(『宇都宮市の下水道 昭和56年度版』)

目にかけての兵庫川都市下水路の整備（～昭和55年度：計画集水面積124ha、計画延長1,560m）、昭和53（1978）年度には西川田町の西川田川都市下水路の整備（～昭和57年度：計画集水面積61ha、計画延長1,120）をそれぞれ実施した。そして昭和54（1979）年、雨水の河川への速やかな排除を目的とした「雨水排除基本計画」を策定、汚水整備中心

を見直し、さらなる雨水整備を推し進めていった。

一方、事業費を見ると、昭和45年度の都市下水路の決算額が1,723万1,000円だったのが、翌46年度になると、1億8,345万7,000円と10倍以上も増額したが、財源の2/3は起債によるものだった。さらに47年度と48年度には、3億1,480万1,000円、2億4,101

表S4-3 昭和40年代における各排水区における事業計画変更認可日と計画処理人口と区域

分区名		計画処理人口(人)	計画処理区域(ha)	事業計画変更認可日				摘要
中部排水区	第1分区	5,950	59.50	—	—	—	S47.9.19	合流式
	第2分区	15,452	73.58	S40.12.22	S44.10.29	S46.1.21	S47.9.19	合流式
	第3分区	12,594	111.49	—	S44.10.29	S46.1.21	S47.9.19	合流式・ 分流式
	第4分区	11,915	56.74	S40.12.22	S44.10.29	S46.1.21	S47.9.19	合流式
	第5分区	10,754	51.21	S40.12.22	S44.10.29	S46.1.21	S47.9.19	合流式
	第6分区	7,785	37.07	S40.12.22	S44.10.29	S46.1.21	S47.9.19	合流式
	小計	64,450	389.59	—				
西部排水区	第1分区	28,730	221.00	—	S44.10.29	S46.1.21	S47.9.19	合流式
	第2分区	28,539	178.37	—	S44.10.29	S46.1.21	S47.9.19	合流式
	第3分区	19,941	124.63	—	S44.10.29	S46.1.21	S47.9.19	合流式
	小計	77,210	524.00	—				
東部排水区	第1分区	18,165	86.50	—	—	—	S47.9.19	分流式
	第2分区	7,786	37.08	—	S44.10.29	S46.1.21	S47.9.19	分流式
	第3分区	16,096	76.65	—	S44.10.29	S46.1.21	S47.9.19	合流式
	小計	42,047	200.23	—				
南部排水区	第1分区	12,325	85.00	—	—	—	S47.9.19	分流式
	第2分区	10,790	83.00	—	—	—	S47.9.19	分流式
	第3分区	15,080	104.00	—	—	—	S47.9.19	分流式
	第4分区	20,150	130.00	—	—	—	S47.9.19	分流式
	第5分区	12,905	89.00	—	—	—	S47.9.19	分流式
	第6分区	8,400	56.00	—	—	—	S47.9.19	分流式
	第7分区	21,000	140.00	—	—	—	S47.9.19	分流式
	第8分区	16,875	135.00	—	—	—	S47.9.19	分流式
	第9分区	22,440	136.00	—	—	—	S47.9.19	分流式
	第10分区	15,575	89.00	—	—	—	S47.9.19	分流式
	第11分区	10,080	63.00	—	—	—	S47.9.19	分流式
	小計	165,620	1110.00	—				
駅東排水区	第1分区	29,955	166.42	—	—	—	S47.9.19	分流式
	第2分区	21,974	104.64	—	—	—	S47.9.19	分流式
	第3分区	19,305	85.80	—	—	—	S47.9.19	分流式
	第4分区	21,380	118.78	—	—	—	S47.9.19	分流式
	小計	92,614	475.64	—				
合計	441,941	2,699.46	—					

(『宇都宮市の下水道 昭和52年度版』)

万6,000円と大幅に増額、国からの補助金も5,700万円、6,500万円と大幅に増額した。

④第1次オイル・ショックの影響

昭和48年の列島改造ブームがきっかけとなった急速なインフレーションと同年10月に起こった第4次中東戦争による第1次オイル・ショックの影響は、翌49(1974)年はじめの卸売および消費者物価の高騰とトイレトーパーや洗剤等の日用品の不足による全国的な「狂乱物価」(福田赳夫)の影響をもたらした。本市の下水道の整備事業も、一連の状況と決して無縁ではなかった。

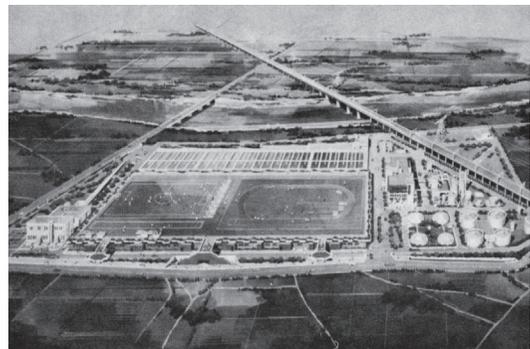
昭和49年の事業費は13億9,712万4,000円で、前年より約5億4,000万円少なくなり、そのうち管渠整備費が10億9,304万1,000円で、前年より約3億9,000万円少なかった(表10-1参照)。これは先述のような第1次オイル・ショックだけではなく、昭和46年8月から続いていた円高不況(ニクソン・ショック)の影響もあったため、昭和48年度の国庫補助金は前年度の半分以下の額になってしまい、下水道事業における財源に占める割合が15%前後へと落ち込んだ。その代わり、起債による財源確保の割合が高い状態が続いていた。

しかし、昭和53年度からは管渠整備費が増えはじめ、毎年のように整備費は上昇していった。当然ながら、管渠延長も昭和53年度では8,487.85mだったのが、翌54年度には38,318.25mと前年度の約4倍以上にも伸びた。そして整備面積も、昭和54年度には前年度の約7倍となる128.4haが整備された(表S4-2参照)。経済不況と第1次オイル・ショックによるエネルギー問題が影を落としていた昭和50年度から52年度の状況が、あ

たかも局面転換のスイッチの役割を果たしたかのように、昭和53年度以降には下水道事業の整備が進んでいった。

⑤終末処理場の増設と新設

昭和40年8月、一部完成ながらも下水処理をはじめた田川処理場は、昭和42年3月第1期工事が完了した。しかし下水処理をはじめて以降、年々増加する人口と便所の水洗化への普及と促進もあって、田川第1処理場での処理能力は早くも限界に近づいていった。そこで昭和46年11月から、第2期となる増設工事がはじまった。昭和46年度には、沈砂池(1池)、最初沈殿池・最終沈殿池(各2池)、曝気槽(1池)などの工事を(事業費:1億7,829万6,000円)、翌47年度にはポンプ室操作室(1棟)、最初沈殿池(4池)、最終沈殿池(3池)、沈砂池(3池)、高圧受変電設備などの工事を(事業費:5億2,142万3,000円)、そして昭和48年度には塩素混和池機械設備と電気工事一式を行い(事業費:2億7,521万1,000円)、昭和49年3月に工事が完了した。なお、昭和49年度には付帯工事を実施している(事業費:1,090万円)。第2期工事費は合計で9億8,583万円、第1期工事と合わせると、総工費14億4,551万1,000円となった(『宇都宮市の下水道 昭和63年度



図S4-5 川田処理場(完成予定図:『宇都宮市の下水道 昭和53年度版』)

版』)。

一方、昭和47年度の事業計画の変更認可に伴う処理区域面積の拡大のため、処理能力をさらに増強する必要に迫られていた。そこで昭和48年度、下水道事業センター（現在の地方共同法人 日本下水道事業団）に新たな処理場（川田処理場、現在の川田水再生センター）建設の実施設計を委託。翌49(1974)年度からも工事を委託し、同年11月から4年計画で第1期工事に着手した(斉藤・田崎・印南「宇都宮市川田処理場の概要」)。

下水道事業の礎を築いた時期として

昭和40年度から55年度にかけての本市下水道事業は、①昭和40年～昭和47年(都市化の進展と第1次オイル・ショック前夜)、②昭和48年～昭和52年(第1次オイル・ショックの影響期)、③昭和53年～昭和55年(高度経済成長期の終焉と安定成長期への移行)の3つの時期に区切って振り返ることができる。

①は、都市計画法に基づく市街化が計画的に実行される端緒となった時期であり、土地区画整理事業や都市計画街路事業と併せて下水道整備が推進されはじめた時期でもあった。とりわけ、宇都宮市の将来像を示す基本計画であり指針ともいえるべき「宇都宮市総合計画」が昭和46年3月に策定され、より具体性をもって下水道の整備が実施されていった時期であった。②は、列島改造ブームがもたらしたインフレーションと第1次オイル・ショックによる混乱による高度経済成長期が終焉した時期である。本市においても、昭和51年の市内企業の倒産による負債総額が59億4,100万円で過去最高となった時期でもあっ

た(『宇都宮市議会史 年表編』)。当市の下水道事業も、多かれ少なかれ、当時の社会状況の影響を受けながら実施されていた。そして③は、省エネルギー化と積極的な公共事業を実施した結果、第1次オイル・ショックの影響を脱し、高度経済成長期から安定成長期へと移行していった。それ故、人々は公衆衛生環境が整い、快適な生活を送ることができる住環境を強く求めはじめた時期でもあった。それを裏付けるかのように、昭和54年に実施された「市政に関する世論調査」の結果では、市民の要望の第1位に下水道の整備(『宇都宮市議会史 記述編3』)が挙げられた。

この3つの時期に、時の社会状況や情勢に左右されながらも本市における下水道事業の礎が築かれた。そして本市のあるべき姿と方向性を示し、下水道整備の推進をも支えたグランドデザインこそ、ちょうどこの時期に策定された『宇都宮市総合計画』だった。

3 宇都宮市総合計画の策定と下水道

総合計画策定の背景

『宇都宮市総合計画』(以下、「第1次総合計画」と表記)は、昭和44年10月に県より計画策定の指示を受けて、昭和45年度に策定作業を進め、昭和46年3月に策定された。第1次総合計画は、「将来のあるべき都市像および市民生活のビジョンを示し」た基本構想と基本構想で掲げられた施策の大綱を合理的に推進するための基本計画、そして基本計画に定められた施策の大綱を年度別に具体化した実施計画の3つで構成されている。

計画策定の背景について、①人口の都市集

中と市街地の拡大、②人口の高齢化(「第1次総合計画」では老令化)、世帯の細分化、労働力不足の本格化、③産業構造の高度化、④経済規模の拡大と生活水準の向上、⑤首都圏高密度経済社会の形成、⑥農業情勢の変化の6点を指摘している。この6点はそれぞれが絡まり合いながら、本市の現状を包み込んでいた。こうした変化に対して、「生活環境の改善」「河川の汚濁防止」そして「水質保全」などの役割を担う下水道の整備は、待たないで行われなくてはならない事業であった。

総合計画策定の内容

下水道の整備について、まず現状と問題点について、各排水区と都市下水路の整備状況、そして水洗化普及の現状と排水量の増大による新たな処理場建設の必要性を指摘している。ここで興味深いのは、昭和43年時点での類似都市の下水道の普及状況の表を掲載している点である。当市を含む千葉市、長野市、岐阜市、静岡市、松山市、鹿児島市の7都市のうち、当市は11.4%と最も普及率(排水区域面積に対して市街地面積を除いた割合)が低い。市街地面積がほぼ本市と同じ松山市が32.1%の普及率を考えると、第1次総合計画にこの比較表を載せたのは市当局の意図が垣間見られる。

そして現状と問題点を指摘した上で、①川田処理場(第1次総合計画では「田川第2処理場」)の建設、②水洗化の普及促進、③市街化区域の下水道計画の策定、④宮原都市下水路事業の実施の4点を提示している。①については、水洗化の普及と人口増加による排水量の増加への対応であり、②については、排水処理区域内での水洗化の更なる普及促

進、③については、駅東土地区画整理事業による新たな中心商業地となる駅東地域の整備に対する配慮であり、④については、工場や住宅などの多い宮原地区における汚水と雨水排水の整備を進めていくことをそれぞれ盛り込んだ。

第2次総合計画の策定と改定

昭和52(1977)年3月、第1次総合計画が目指した「理想的な宇都宮市の姿を、更に数段高めるためのビジョンを示し、昭和50年代、60年代の市政の方向を明らかにすること」を目的に『第2次宇都宮市総合計画』(以下、「第2次総合計画」と表記)を策定した。

第2次総合計画策定の背景について、①経済発展基調の変化、②都市環境の悪化、③人間復権、④市民の自治意識の高まり、⑤連帯意識の希薄化の5点を指摘している。第1次総合計画と比べると、ややトーンダウンした印象を受けるのは、列島改造ブームと第1次オイル・ショックの影響や物価の高騰、そして環境問題の深刻化と国による環境行政の後退が影響していた。とはいえ、経済は「低成長に移行し」てはあったが、これは歴史的に見ればバブル崩壊の平成3(1991)年まで続く安定成長期に入ったことを意味していた。そうした変化を受けて、何を優先順位に施策を実行していくかが計画の焦点となっていた。

そして昭和56(1981)年3月、第2次総合計画の改定(以下、「第2次総合計画改定」と表記)が発表された。第2次総合計画と大きく異なるのは、時代の「大きな転換期」を意識し、「地方自治が岐路に立たされている」という認識のもと、「これまでの機械・物質の文明の反省から」来る21世紀を見据えた

「まちづくり構想」をここでは描こうとしている点である。そして先にも述べたように、昭和54年度に実施されたアンケートで、市民の要望の第1位に下水道の整備が挙げられた(『宇都宮市議会史 記述編3』)のは、安定成長期に入り、「一億総中流」という言葉に象徴されるように、経済的に豊かになり、安全で安心な日々の暮らしを強く望んでいった結果でもあった。

第2次総合計画と改定の主な内容

公共下水道の整備について、第2次総合計画では現状と問題点として、市街地を流れる田川や釜川などの汚濁を解決するために、下

水道と河川の一体的な整備の必要性を指摘している。また都市化に伴って「生活小河川」に「副次的なゆがみ」による「流出量の増大による未改修区域の災害の増大」と汚濁等による環境悪化をもたらしているとも指摘している。

以上の現状を踏まえて、第2次総合計画における下水道の重点施策として、①下水道の整備と排水区域の拡大、②都市下水路の整備、③水洗化の一層の促進、④河川や水路の整備改修、⑤河川敷の整備と高度利用、⑥河川の浄化と浚渫^{しゆんせつ}していくことをそれぞれ盛り込んだ。先の第1次総合計画と大きく異なるのは、河川と下水道を一体的な整備の必要

性に基ついた施策という点である。ここに、水害などの災害対策のみならず、水環境への配慮が表れている。

第2次総合計画改定では、基本的には第2次総合計画と変わらないが、公共下水道が未整備な地域における排水について、「地域に適合した処理施設の設置を促進する」と記されている点と河川の整備について、「単なる利水、治水機能の確保だけではなく、都市空間における人間の安らぎの場となるよう配慮する必要がある」と記している点が第2次総合計画と異なっている。とりわけ后者は、のちの「新世代下水道支援事業制度」(旧モデル事業)のビジョンの萌芽が見てとれる。



図S4-6 第2次総合計画を市に答申(昭和51年5月28日『下野新聞』)

第2次総合計画の意義

公共下水道整備の観点から、それぞれの総合計画策定の意義はどこにあったのだろうか。第1次総合計画は、県が策定した「県勢発展長期計画」や昭和44年5月に策定された「新全国総合開発計画」（第2次全国総合開発計画）や昭和45年5月に閣議決定された「新経済社会発展計画」などの上位計画に対応するべく、その中で本市として現状を踏まえながらいかに公共下水道を整備していくかを考えていた。そして第2次総合計画および第2次総合計画改定では、計画策定の背景②で指摘していたように、生活環境の悪化がもたらす弊害（自然環境の汚染、インフラなどの社会資本の不足）が一層明確化してきた現状に対して、社会資本としての公共下水道をいかに整備し充実させていくかにさらに重点を置いていた。つまり、「生活環境の改善」「河川の汚濁防止」「水質保全の向上」をただ声高に叫ぶだけではなく、具体的に公共下水道事業をどのように進めていくかというランドデザインを描く必要があった。この点にこそ、総合計画が策定された意義があった。

この時期に総合計画が策定されたことで、本市における下水道事業の意義がどこに位置付けられたかが明確になった。先述した小池市長の「下水道のない都市は都市ではない」という言葉は、そのためのキャッチフレーズだったとも言えよう。そして各総合計画で描かれたランドデザインは、本市を取り巻いていた状況からの現実的な要請でもあった。

4 水洗化普及の促進

水洗化の普及促進

第1次総合計画および第2次総合計画とその改定版で掲げられた施策の中で「水洗化の普及促進」が挙げられていた。そもそも、公共下水道が整備され、使用可能となった区域内では、下水道法の「排水設備の設置等」（第10条）と「水洗便所への改造義務等」（第11条の3）で定められているように、3年以内に汲み取り式便所から水洗便所へ改造することが義務付けられていた。莫大な額を投じて下水道の整備を行っている以上、衛生環境の充実と安心して快適な生活を提供する水洗化の促進は、本市の下水道事業にとって、最重要課題のひとつでもあった。水洗化普及の促進をはかるため、本市の場合、処理区域内で水洗化が行われていない家屋に対して、水洗化普及指導員による個別指導のほか、水洗化にするにあたっての資金の融資を実施した。

水洗便所改造に対する資金融資制度

下水道は整備されれば、すぐにでもその恩恵を享受できる訳ではなかった。下水道を各戸で利用するためには、家屋を下水管へ直結するための工事が必要となる。そこで本市では、昭和40年4月より、工事費用を無利子で融資する「水洗便所改造資金貸付制度」が導入された。

この制度は、便所1カ所につき、3万円以内で資金を融資し、償還期限は融資の翌月から15カ月であった。ところが制度が始まって間もなく、議会では「実際にやってみると5、6万円かかる。こんな短い期間では利用する

人が少なくなってしまう」(『昭和四十年第二回宇都宮市議会定例会会議録』)という批判があった。このため、昭和41(1966)年3月、宇都宮市水洗便所改造資金貸付条例の一部を改正し、貸付金を5,000円増額し、償還期限を20カ月とした。しかし水洗化普及は思うように進まなかった。加えて、昭和40年12月の時点で受益戸数の約5分の1しか水洗化工事が完成していなかった(昭和41年12月2日『下野新聞』)。

こうした遅れは「市民の衛生思想が低過ぎる」ことも一因と考えられていた(『宇都宮市議会史 記述編2』)。しかし、道路へ通じる路地や各家庭までの工事費は受益者負担となっていること、私道への下水管理設をめぐって地主と受益者が対立するなどといった複雑

な問題もあった。

その後、昭和42年3月の水洗便所改造資金貸付条例の一部改正により、便所1カ所につき4万円以内、2カ所以上で8万円以内の貸付限度額を設定し、償還期限を25カ月に延長した。さらに同年7月、46年4月(便所1カ所につき6万円以内、2カ所以上で12万円以内、償還期限を30カ月に延長)47年6月(便所1カ所につき7万円以内、2カ所以上で14万円以内、償還期限を35カ月に延長)、49年4月から51年4月までの毎年(貸付限度額は変更、償還期限は変更なし)、55年4月からは1世帯につき便所が1カ所の場合は18万円以内、2カ所以上の場合は36万円以内、償還期限は変更なしとそれぞれ変更している。とりわけ、昭和48年度から50年

表S4-4 昭和40～56年度における水洗化の普及状況と改造資金の状況

年度	市街地面積 (ha) A	処理区域			水洗化済		改造資金融資(件)		供用開始年月日
		面積 (ha) B	戸数(戸) C	整備率 B/A	累計戸数 D	普及率 (%) D/C	自己	貸付	
S40	1,780	113.85	3,935	6.4	417	10.6	267	150	S40.8.1 S40.10.1
S41	1,780	174.20	4,726	9.8	974	20.6	315	242	S41.4.1
S42	1,780	174.20	5,592	9.8	1,406	25.1	227	205	—
S43	1,780	203.80	6,646	11.5	1,954	29.4	320	228	S43.11.21
S44	1,780	203.80	6,646	11.5	2,419	36.4	237	228	—
S45	2,640	219.83	7,131	8.3	2,912	40.8	292	201	S45.6.1
S46	2,640	246.75	7,649	9.4	3,572	46.7	368	292	S46.8.1
S47	2,640	382.24	9,412	14.5	5,025	53.4	729	724	S47.4.20 S47.11.20
S48	2,640	603.88	16,785	22.9	6,560	39.1	180	1355	S48.5.1 S49.3.25
S49	2,640	721.89	20,029	27.3	8,931	44.6	699	1672	S49.8.10 S50.3.20
S50	3,950	801.92	22,239	20.3	12,329	55.4	846	2445	S50.7.1
S51	3,950	895.92	22,964	22.7	14,148	61.6	694	1066	S51.3.31
S52	3,950	895.92	22,964	22.7	15,824	68.9	843	802	—
S53	3,950	902.03	23,089	22.8	17,508	75.8	975	613	S53.3.31
S54	3,950	921.10	23,615	23.3	19,006	80.5	1,140	293	S54.3.31
S55	4,980	1164.14	28,503	23.4	21,358	74.9	1,294	487	S55.3.31 S56.3.31
S56	4,980	1396.60	28,503	28.0	23,230	81.5	835	834	S57.4.30

(『宇都宮市の下水道 昭和57年度版』)

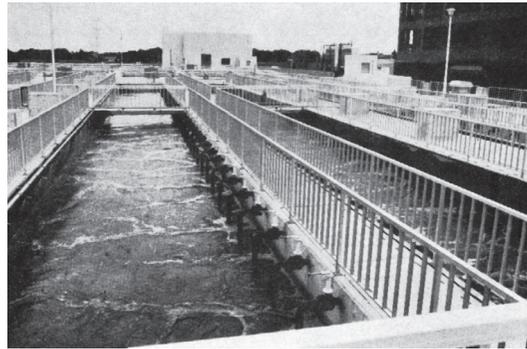
度にかけてこの制度を利用している戸数が多くなっているのは、償還期限が35カ月に延長したことが影響していた。

さらなる水洗化の普及と促進に向けて

とはいえ、処理区域の拡張と戸数の増加に対する水洗化の普及率を見てみると、水洗化がなかなか普及していなかった。このことは議会でも話題となり、昭和52年3月の第1回定例会で、公共下水道の設けられた地域での水洗化普及率が60%程度に過ぎなかったため、当市は特段の理由もなく水洗化を拒んでいる者には厳しい態度で臨んでいく方針を明らかにした(『宇都宮市議会史 記述編3』)。

その後、水洗化普及のための促進が功を奏し、昭和52年度からは水洗化の普及率は年々増加し、昭和56年度時点では普及率は81.5%にまで上昇した(表S4-4)。とはいえ、年々普及率が上昇していった訳ではなく、昭和62年頃を境に処理区域内の戸数に対して水洗化を行った戸数は思うように伸びなかった。

その一方で、昭和50年4月からは、処理区域内に建物を所有あるいは占有者に対して「浄化槽廃止工事費貸付制度」(貸付限度額は6万円以内、償還期限は35カ月)を導入した。また昭和48年度からは、生活保護世帯に対して水洗化のための工事費を全額補助する制度をはじめると、水洗化のさらなる普及を推し進めた。



図S4-7 エアレーションタンク(『宇都宮市の下水道 昭和53年度版』)

5 川田処理場の整備と各処理施設の移管

(1) 川田下水処理場の整備

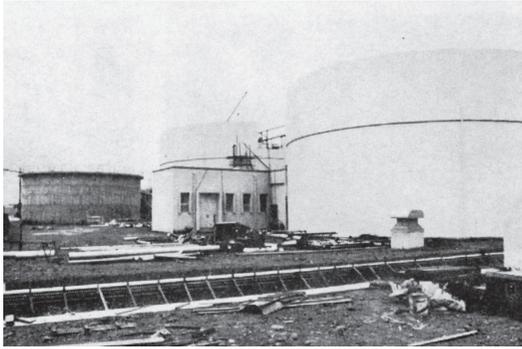
建設までの経緯

昭和47年9月の事業計画変更認可で、事業計画面積を2,702.46haと以前の約3倍と処理区域が大幅に拡大することとなった(表S4-2参照)。しかし、処理区域が拡大することで田川処理場での処理能力の許容を超えてしまうため、第1次総合計画で施策として掲げたように、田川左岸の川田町地内に川田処理場(現在の川田水再生センター)を建設することとなった。

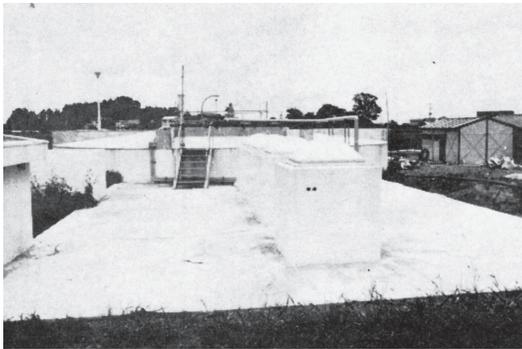
昭和48年度に下水道事業センターへ処理場建設のための実施設計を委託し、翌49年度から工事も同センターへ委託、同年11月から4年計画で第1期工事に着手した(斉藤・田崎・印南「宇都宮市川田処理場の概要」)。なお、以下の記述は同報告による)。

第1期計画の主な内容

川田処理場の建設にあたって、全体計画では12系列を設定した。その内、第1期計画では3系列の整備を予定した。また処理区域



図S4-8 汚泥消化槽（『宇都宮市の下水道 昭和53年度版』）



図S4-9 汚泥濃縮槽（『宇都宮市の下水道 昭和53年度版』）

面積1910.5ha（第1期計画では710ha）、計画処理人口38万人（第1期計画では9万3,800人）、計画処理水量25万7,252 m^3 /日（第1期計画では5万8,300 m^3 /日）と設定し、処理方法は標準汚泥活性法を採用した。

第1期工事では、幅員1,500mmの沈砂池を5池（合流3・分流2）設置し、鉄筋コンクリート造の污水ポンプ室1棟を建設。污水ポンプ（立軸斜流ポンプ）は口径500mmの合流分を3台、口径500mmと700mmの分流分をそれぞれ1台ずつ設置した。そして最初沈殿池6池（17m×17m×深さ4mと3m）、曝気槽3池（エアレーションタンク：幅6.5m×長さ150m×深さ6m）、最終沈殿池6池（幅10m×長さ40m×深さ3m）、混和池1池（幅

3.5m、長さ240m×深さ3.5m）、吐口、急速ろ過装置3基（うち1基は予備）、地上4階地下1階の鉄筋コンクリート造で延べ面積7,485 m^2 の本館、最初沈殿池と余った汚泥を入れる汚泥濃縮槽1槽（直径15m×側深4m）、汚泥濃縮槽の汚泥を30日かけて消化させる消化槽2槽（直径20m×側深13m）、ガスタンク1基、そして高圧受電設備の13カ所の建設を実施した。

当初、財政難の影響から規模を縮小しての工事となるも、昭和53年6月に第1期工事の一部が完成、一部運転を開始した（『宇都宮市議会史 記述編3』）。そして昭和54年度に第1期工事が完了した。処理区域は、田川第2処理区の東部排水区、西部排水区第3分区、南部排水区、駅東排水区で、市街地の大部分で発生する汚水を処理した。

（2）各処理施設の移管

地域下水処理施設の設置とその背景

当市の下水道整備事業は、市街化区域での宅地化の進展と人口の増加とともに歩んできた。そして市街化調整区域の場合、都市計画法第29条における開発許可制度に基づいて「開発行為」（第4条第12項「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」）を行う場合、必ず開発許可の申請が必要となり、技術的基準（第33条第1項）と立地基準（第34条）をクリアして許可が下りるよう制度化されている。こうした制度的な背景もあり、市街化調整区域における宅地造成によるニュータウン化は、昭和40年代後半になると徐々に増えていった。そして宅地造成の際には、技術的基準に則って、周辺に水があふれないよう

排水設備や「地域下水処理施設(コミュニティ・プラント)」を整備する必要があった。
 地域下水処理施設の整備は、昭和41年に

創設された「廃棄物処理施設設置整備補助」制度にはじまる。その後、昭和45年12月の第64回臨時国会(公害国会)で成立した「廃

表S4-5 地域下水処理施設の概要

施設名 項目	宝木市営住宅地域下水処理施設	石井団地地域下水処理施設	宇都宮卸商業団地地域下水処理施設	瑞穂野団地地域下水処理施設
位置	宇都宮市宝木町2丁目	宇都宮市石井町	宇都宮市問屋町	宇都宮市瑞穂3丁目
敷地面積	1,323㎡	2,480㎡	564.1㎡	3,813.24㎡
処理面積	6.8ha	19.2ha 石井団地：19.2ha (S57～) 県営平松団地：1.46ha (S57～)	17ha	65.74ha 瑞穂野団地58.84ha さるやま団地6.9ha
計画処理人口	3,000人	2,500人 石井団地：2,000人 (S57～) 県営平松団地：500人 (S57～)	1,600人	6,000人 瑞穂野団地5,000人 さるやま団地1,000人
計画処理水量	945㎡/日	870㎡/日	320㎡/日	3,795㎡/日
排除方式	分流式	分流式	分流式	分流式
処理方法	活性汚泥法(長時間曝気方式)	活性汚泥法	活性汚泥法	標準活性汚泥法
施工年度	昭和45年度	昭和47年度 昭和56年度(増設)	昭和45年度	昭和49～50年度
処理開始年度	昭和46(1971)4月	昭和49(1974)4月	昭和47(1972)5月	昭和50(1975)9月
処理水放流先	新川 姿川(昭和55年度～)	江川(市内さるやま町)	江川(市内さるやま町)	江川(市内西刑部町)
市への移管年	昭和50(1975)4月	昭和50(1975)4月	昭和50(1975)4月	昭和54(1979)4月
備考	平成12年3月公共下水道接続のため廃止	平成6年度以降公共下水道へ	平成6年度以降公共下水道へ	

	さつき団地地域下水処理施設	みどり野団地地域下水処理施設	南団地地域下水処理施設	上欠団地地域下水処理施設
位置	宇都宮市富士見町	宇都宮市みどり野町	宇都宮市清原台6丁目	宇都宮市上欠町
敷地面積	処理場 1,972.37㎡ ポンプ場 1,88㎡ 計 1,972.37㎡	1,663.1㎡	5,604.32㎡	1,951㎡
処理面積	31.6ha	14.7ha	126.5ha	16.8ha
計画処理人口	4,000人	1,856人	13,700人	1,500人
計画処理水量	1,400㎡/日	650㎡/日	3,453㎡/日	525㎡/日
排除方式	分流式	分流式	分流式	分流式
処理方法	活性汚泥法	活性汚泥法	標準活性汚泥法	活性汚泥法(二次処理) 接触酸化+ろ過方式 (三次処理)
施工年度	昭和47年度 昭和61年度	昭和52年度	昭和47年度	昭和53～54年度
処理開始年度	昭和47年(1972)10月	—	—	昭和54年(1979)10月
処理水放流先	新川	兵庫川	五行川	姿川
市への移管年	昭和63年(1988)10月	昭和63年(1988)10月	昭和64年(1989)1月	平成4年(1992)11月
備考	平成24年2月公共下水道接続のため廃止	平成4年度以降公共下水道へ	平成13年3月公共下水道接続のため廃止	

棄物の処理及び清掃に関する法律」(法律第137号)第6条第1項で定められた「市町村の定める一般廃棄物処理計画」に従い整備され

ることとなった。

そして翌46年、地域における環境衛生の向上を目的とする「宇都宮市地域下水処理施

施設名 項目	鶴の宮地域下水処理施設	豊郷台地域下水処理施設	篠井ニュータウン地域下水処理施設	鎗山イーストヒルズ地域下水処理施設
位置	宇都宮市鶴田町	宇都宮市豊郷台2丁目	宇都宮市下小池町	宇都宮市鎗山町
敷地面積	266.90㎡	処理場 2,923.23㎡ ポンプ場 73.46㎡ 計 3,656.69㎡	1,594.55㎡	518.91㎡
処理面積	2.4ha	107ha	10.3ha	9.3ha
計画処理人口	516人	9,100人	1,155人	845人
計画処理水量	125.25㎡/日	2,220㎡/日	659㎡/日	315㎡/日
排除方式	分流式	分流式	分流式	分流式
処理方法	活性汚泥法	活性汚泥法	接触曝気法+接触曝気+砂ろ過	活性汚泥法(長曝)+接触酸化+砂ろ過
施工年度	昭和55年度	昭和63年度 平成9年度	平成8年度	平成11年度
処理開始年度		平成元(1989)年	平成10(1998)年	平成12(2000)年8月
処理水放流先	鶴田川	田川	逆川	十一ヶ字用水
市への移管年	平成5(1993)年4月	平成9(1997)10月	平成10(1998)4月	平成16(2004)4月
備考	平成8年7月以降公共下水道へ接続			

位置	宝木新里地域下水処理施設	ウッドユームやのもり地域下水処理施設	グリーンタウン地域下水処理施設	みずほの緑の郷地域下水処理施設
敷地面積	処理場 683㎡ ポンプ場 6㎡ 計 689㎡	325.82㎡	処理場 4,227㎡ 第1ポンプ場 501.02㎡ 第2ポンプ場 121.57㎡ 計 4,849.59㎡	処理場 1,359.56㎡ ポンプ場 6㎡ 計 1,365.56㎡
処理面積	12.8ha	7.3ha	92ha	28.119ha
計画処理人口	1,320人	1,050人	7,700人	2,950人
計画処理水量	476㎡/日	378㎡/日	2,695㎡/日	1,145㎡/日
排除方式	分流式	分流式	分流式	分流式
処理方法	活性汚泥法(長曝)+接触酸化+砂ろ過	膜分離活性汚泥法	標準汚泥活性法	接触曝気法+砂ろ過
施工年度	平成12年度	平成12年度	昭和50年度	平成19年度
処理開始年度	平成12年度	平成12年度	昭和51(1976)年	平成20年度
処理水放流先	鎧川	姿川	山田川	越戸川
市への移管年	平成18(2006)4月	平成18(2006)10月	平成16(2004)7月	平成22(2010)4月

(『宇都宮市の下水道 平成3・7年度版』、『平成22年度維持管理報告書』を一部修正)



図S4-10 みずほの緑の郷地域下水処理施設

設条例」(条例第29号)が制定された。なお、地域下水処理施設は環境庁(現在の環境省)の所管であり、条例では地域下水処理施設を「主として市営住宅における汚水を処理するための施設及び開発行為により設置し、市に移管された汚水を処理するための施設」(第2条)と規定している。

当市への施設の移管

地域下水処理施設は、主に宅地造成の実施者が設置を行い、管理運営にあっていた。当市で最初に整備・処理がはじまったのは、

市営宝木団地内に設置された宝木市営住宅地域下水処理施設である(昭和45年7月着工、翌46年4月処理開始)。その後、昭和50年4月に宝木市営住宅、石井団地、宇都宮卸商業団地の各下水処理施設が当市へ管理業務を移管した(表S4-5)。以降、昭和54年4月の瑞穂野地区の瑞穂野団地、昭和63(1988)年10月に雀宮地区のさつき団地とみどり野団地、昭和64(1989)年1月に清原地区の東部ニュータウン南団地(後に南団地と改称)と順次当市へ管理業務を移管していった(なお、平成28年度時点における当市地域下水処理施設の概況は表S4-5:334-5頁参照)。



図S4-11 清原工業団地排水処理施設

表S4-6 工業団地排水処理施設の概要

	平出工業団地排水処理施設	清原工業団地排水処理施設
位置	宇都宮市平出工業団地	宇都宮市清原工業団地
敷地面積	10,399.43㎡	29,603.5㎡
処理面積	304ha	388ha
計画処理人口	—	516人
計画処理水量	晴天時 30,000㎡/日 雨天時 72,000㎡/日	30,000㎡/日
排除方式	合流式	分流式
処理方法	物理化学処理 除塵沈砂+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着	物理化学処理 除塵沈砂+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着
施工年月	昭和51(1976)年4月	第1系統:昭和52年度 第2・3系統:昭和63年度
処理開始年	昭和52年(1977)7月	昭和52(1977)年
処理水放流先	平出工業団地都市下水路	清原工業団地都市下水路 →鬼怒川(平成10年度から単独)
市への移管年	昭和52(1977)4月	平成8(1996)4月

(『平成22年度維持管理報告書』より)

工業団地排水処理施設の設置とその背景

一方、昭和36年に誘致がはじまった宇都宮工業団地（現在の平出工業団地）は、昭和45年に誘致事業が完了すると、次は団地内への排水処理施設の建設だった。施設建設にあたっては、県、市、市街地開発組合そして工業団地総合管理協会の相互協力の下、建設計画を進めていった。本市においては、昭和51年2月に開催された臨時会で、排水処理施設建設事業にあたって市が1億円を負担することで了承し（『宇都宮市議会史 記述編3』）、同年4月に処理施設の建設に着工した。その後翌52年3月に施設が完成、同じ月に宇都宮工業団地排水処理施設条例（条例第20号）が制定されると、翌4月に本市へ移管され7月から処理を開始した。

一方、昭和48年9月に宇都宮市街地開発組合による清原工業団地の造成がはじまった。団地造成の計画当初から排水処理施設が設置設計され、工場排水を良好な水質で安定して放流するため昭和52年度に第1系統の整備着工・処理を開始した。その後、昭和63年度には第2・第3系統を着工。平成8（1996）年3月、施設の当市への移管にあたって、宇都宮工業団地排水処理施設条例を改正（条例第22号）し、翌4月に当市へ管理業務を移管した。

第2節 下水道の料金

1 下水道事業受益者負担金

下水道事業受益者負担金制度

下水道が整備されると、トイレの水洗化により衛生的な生活を営むことができ、周囲の環境も改善される。結果として、下水道が整備された区域内では土地の利用価値が向上する。しかし、下水道の整備には多額の事業費が必要なため、下水道事業を実施する対象地域は、事業認可を受けた区域に限られている。そのため、下水道は利用者が特定の人に限られてしまう。下水道事業を国費や市費のみでまかなうことは、当市全体からみれば下水道の恩恵を受けない人たちにまで負担をかけることとなり、不公平ということになる。

そこで、下水道整備の財源の一部を充てるため、下水道整備による利益を享受する人たちに対して負担をしてもらうのが受益者負担金制度である（都市計画法第75条および地方自治法第224条）。ここで言う「受益者」とは、下水道区域に土地を有している人、または長期にわたり土地に権利を持っている権利者（借家・間借りをしている人は受益者ではない）のことであり、「負担金」とは、受益の限度内でその土地の面積に応じ、一度限りの負担をしてもらうことである（『宇都宮市の下水道 平成11年度版』）。

制度導入の経緯

この制度が議論されはじめたのは、受益者負担金制度の採用について庁議で諮った昭和43年11月からである。翌44年3月には、市議会全員協議会に諮り検討を依頼。その後、7月には制度を専門的に調査審議するため、学識経験者や地主、借地権者、自治会など20名からなる専門委員会を設置、併せて受益者負担に関する専門委員会規則を制定した。そして8月に第1回専門委員会を開催し、以後11月までに4回実施した。翌12月に市長に対し「受益者負担制度の採用はやむを得ない」との答申をし、これを受けて第4回定例会に「宇都宮市公共下水道受益者負担に関する条例」案を提出、同月に可決・公布された（条例第53号：『宇都宮市の下水道 昭和56年版』、『宇都宮市市議会史 記述編3』）。

条例公布を受けて、翌45年2月から単位負担金額、徴収猶予基準、減免基準、一括納付報奨金交付率等に関する調査審議のため再度専門委員会を設置し、同月には第1回専門委員会を開催した。以後、翌3月まで4回実施され、「単位負担金額はやむを得ない額であり、「負担区の設定、徴収猶予減免基準、報奨金交付率等については適当と認める」答申が提出された。そして同年4月に条例施行規則が公布され、「宇都宮市公共下水道受益者負担に関する条例」は同年7月から施行された。

負担区の設定

条例で制定された負担金は、まず第1期事業負担区と第2期事業負担区については、事業費に対して負担率5分の1を5年分割で賦課した(表S4-7)。各自の負担金は、1㎡あたりの負担金額に所有面積(㎡)を乗じて算出され、年4回に分けて納付するように定められた。昭和55年2月に第3負担区が新たに追加されると、以降、昭和61年6月に第4、平成元年2月に第5、平成4年2月に第6、平成5年12月に第7、平成8年2月に第8、同年8月に第9、平成13年8月に第10、平成15年9月に第11、そして平成19年3月に第12負担区についてそれぞれ条例の一部改正を行い設定した(表S4-7)。これらの負担区の算定は、末端管渠整備事業費を基に、負

担率4分の1(旧河内町は5分の1)に賦課設定した。

なお、負担金は一律に賦課されるものだが、国や地方公共団体が公共の用に供している土地(道路や公園)、市から生活保護を受けている受益者、公共性の高い私道、その他特別の事情があると認められる場合、減免の措置がとられた。また、農地や山林については、宅地化されるまでの期間、天災や病気、盗難などの特別の事情があると認められる場合は、徴収猶予の措置がとられた(『宇都宮市の下水道平成11年度版』)。

先述のように、収納された負担金は、下水道整備事業費の一部に充てられた。事業費に対する負担金の割合は年度によって異なるものの、およそ4%程度であった(表S4-8)。

表S4-7 受益者負担金の単位負担金と負担区域

賦課区域	公告年月日	整備面積	負担率	単位負担金額	対象事業費 (百万円)	区域(主な地域)
第1期事業負担区	昭和45.6.1	218.60ha	1/5	82円/㎡	(総)898	単独公共(旭・埴田・馬場・大通り・天神・江野・大曾)
第2期事業負担区	昭和45.6.1	969.72ha	1/5	167円/㎡	(総)8,098	単独公共(若草・戸祭・住吉・清住・花房・不動前・川向)
第3負担区	昭和55.2.1	1,417.10ha	1/4	236円/㎡	(末)13,378	単独公共(今泉・築瀬・江曾島・中鶴田・野沢・宝木町1丁目)
第4負担区	昭和61.6.1	1,710.00ha	1/4	264円/㎡	(末)18,080	単独公共(御幸ヶ原・越戸・平松・一の沢・特環(大谷)・流域(雀宮))
第5負担区	平成1.2.20	140.00ha	1/4	306円/㎡	(末)1,714	特環(富屋)
第6負担区	平成4.2.18	2,145.00ha	1/4	275円/㎡	(末)23,680	単独公共(東峰・中戸祭・細谷・駒生・下鶴田・宝木町2丁目)・流域(雀宮)
第7負担区	平成5.12.22	120.00ha	1/4	313円/㎡	(末)1,505	特環(豊郷)
第8負担区	平成8.2.22	135.00ha	1/4	328円/㎡	(末)1,774	特環(大谷・豊郷・屋板)
第9負担区	平成8.8.14	251.00ha	1/4	297円/㎡	(末)2,983	単独公共(平出・野沢・鶴田・下栗)
第10負担区	平成13.8.27	382.82ha	1/4	319円/㎡	(末)4,900	特環(清原・幕田・茂原)
第11負担区	平成15.9.30	246.00ha	1/4	308円/㎡	(末)3,003	特環(大谷・砥上・平石・富屋・豊郷・屋板・国本)
第12負担区	平成19.3.31	155.00ha	1/4	300円/㎡	(末)1,159	単独公共(河内・上河内)・特環(河内・上河内)
		456.00ha	1/5		(末)6,453	

注1：第12負担区については、上段：上河内地域、下段：河内地域

注2：(総)は総事業費、(末)は末端管渠整備事業費
(『平成27年度事業年報』より)

表S4-8 下水道建設事業費に対する受益者負担金の割合

(単位：千円)

年度	事業費	受益者負担金	率	年度	事業費	受益者負担金	率
S45	281,964	1,336	0.47%	H5	17,008,345	406,827	2.39%
S46	825,249	113,208	13.72%	H6	19,003,281	398,017	2.09%
S47	2,353,097	100,659	4.28%	H7	17,280,739	404,968	2.34%
S48	1,934,964	104,483	5.40%	H8	16,602,731	492,708	2.97%
S49	1,397,124	120,327	8.61%	H9	13,629,105	539,053	3.96%
S50	2,636,549	120,310	4.56%	H10	10,801,733	521,186	4.83%
S51	2,882,961	48,904	1.70%	H11	9,676,896	510,602	5.28%
S52	4,259,609	46,314	1.09%	H12	7,349,138	411,859	5.60%
S53	3,484,668	33,433	0.96%	H13	7,457,100	348,696	4.68%
S54	3,328,204	15,734	0.47%	H14	6,383,254	315,462	4.94%
S55	3,111,928	47,801	1.54%	H15	5,333,895	329,675	6.18%
S56	3,793,343	74,101	2.81%	H16	5,550,177	221,131	3.98%
S57	3,860,162	135,935	3.52%	H17	4,421,361	331,742	7.50%
S58	5,742,221	155,596	2.71%	H18	4,262,109	187,519	4.40%
S59	4,900,164	262,520	5.36%	H19	4,731,699	203,627	4.30%
S60	5,268,262	288,968	5.49%	H20	3,771,420	211,414	5.61%
S61	6,209,630	234,549	3.78%	H21	4,703,939	128,211	2.73%
S62	7,492,200	394,782	5.27%	H22	4,326,875	119,337	2.76%
S63	7,931,626	277,169	3.49%	H23	3,392,339	100,305	2.96%
H元	8,812,091	278,090	3.16%	H24	1,776,097	69,186	3.90%
H2	10,730,880	366,608	3.42%	H25	1,735,515	148,989	8.58%
H3	12,033,323	512,862	4.26%	H26	1,336,903	52,033	3.89%
H4	14,149,831	510,677	3.61%				

(『宇都宮市の下水道 昭和57・平成2・8・12年度』、『事業年報 平成27年度』)

また負担金の収納状況は、平成9年の5億3,905万3,562円をピークに減少傾向にある(件数では、平成21年の1万2,190件が最多)。収納率はおおむね90%前後である(表4-9)。

2 下水道と各処理施設の使用料金

下水道使用料金の見直し

昭和40年8月からの下水道供用の開始に伴い、下水道を使用している家庭からは、基本料金(1カ月)10 m^3 まで100円、超過した場合は1 m^3 あたり10円を下水道使用料(公共下水道分)として徴収していた。当初は従量制による料金徴収ではじめたものの、維持管理

費に対する使用料収入に大きな不均衡が生じたため、使用料体系そのものを全面的に見直すこととなった(『宇都宮市の下水道 昭和62年度版』)。

昭和51年3月、下水道条例の一部改正(第17号)で下水道使用料の見直しを行った(同年6月分より適用)。まず種別について、これまで5種類に分けていたものを一般用と湯屋用の2種類に分けた。そして料金体系は「逡増累進制」を採用した。逡増累進制とは、下水の排出量が多くなればなるほど、1 m^3 当たりの使用料が高くなる制度で、日常生活で生じる汚水の軽減、無駄な汚水の発生を抑制する効果を狙ったものだった。この見直しでは、超過料金について一般用の場合は汚水量に応じて6段階に分けて設定した。

表S4-9 年度別による受益者負担金額

(単位：円)

年度	調定額		収入額		収納率	年度	調定額		収入額		収納率
	件数	金額	件数	金額			件数	金額	件数	金額	
S45	97	1,478,410	71	1,335,540	90.3%	H5	9,272	437,893,340	7,605	406,826,640	92.9%
S46	7,409	117,241,670	6,910	113,207,630	96.6%	H6	9,987	431,287,520	8,175	398,016,840	92.3%
S47	8,238	106,285,040	7,470	100,658,868	94.7%	H7	8,102	443,565,940	6,188	404,967,110	91.3%
S48	8,503	111,759,754	7,737	104,483,174	93.5%	H8	9,224	538,405,080	7,052	492,708,130	91.5%
S49	10,140	128,224,752	9,298	120,326,872	93.8%	H9	10,571	596,853,650	8,028	539,053,562	90.3%
S50	9,635	128,564,806	8,958	120,309,736	93.6%	H10	8,882	541,414,740	7,838	513,259,700	94.8%
S51	3,264	53,264,112	2,980	48,904,342	91.8%	H11	8,562	539,764,460	7,511	501,931,680	93.0%
S52	2,255	49,809,110	2,053	46,314,490	93.0%	H12	6,916	437,871,640	5,896	391,999,926	89.5%
S53	1,987	37,226,460	1,802	33,433,090	89.8%	H13	5,789	373,245,830	4,325	335,485,620	89.9%
S54	1,112	18,677,510	988	15,733,790	84.2%	H14	5,667	340,659,740	4,357	306,565,860	90.0%
S55	1,853	50,876,290	1,701	47,800,530	94.0%	H15	8,886	331,778,950	7,980	311,467,780	93.9%
S56	3,562	77,764,110	3,277	74,101,250	95.3%	H16	6,907	265,517,220	6,200	249,814,680	94.1%
S57	5,833	141,415,900	5,441	135,935,430	96.1%	H17	7,163	327,998,150	6,663	314,671,770	95.9%
S58	6,812	163,250,980	6,242	155,596,270	95.3%	H18	6,286	190,815,330	5,767	179,046,260	93.8%
S59	9,230	273,377,410	8,504	262,519,910	96.0%	H19	9,324	212,107,780	7,764	200,134,600	94.4%
S60	9,034	307,588,630	7,729	288,968,520	93.9%	H20	8,338	208,614,550	7,330	199,843,340	95.8%
S61	8,465	255,554,010	6,987	234,549,300	91.8%	H21	12,656	121,805,310	12,190	116,896,910	96.0%
S62	8,686	416,253,430	7,228	394,782,060	94.8%	H22	11,319	116,363,040	11,029	113,011,630	97.1%
S63	6,916	299,428,740	5,505	277,169,490	92.6%	H23	10,951	100,343,915	10,691	97,038,645	96.7%
H元	7,886	298,838,940	6,673	278,090,140	93.1%	H24	6,937	67,259,910	6,839	66,255,536	98.5%
H2	8,572	386,531,900	7,337	366,608,350	94.8%	H25	7,561	148,392,691	7,463	147,570,311	99.4%
H3	9,736	537,065,030	8,367	512,861,890	95.5%	H26	3,670	51,222,695	3,613	50,720,395	99.0%
H4	9,901	535,884,290	8,393	510,676,570	95.3%						

(『宇都宮市の下水道 昭和57・平成2・10・12・16・25年度』、『事業年報 平成27年度』)

昭和56年9月の市議会定例会で、下水道使用料(一般用)の約80%の値上げが可決され、同年11月に実施された。この値上げは、原油価格の引き上げに伴う電力料金や油脂価格の上昇により、維持管理費が使用料収入に追いつかないためだった。また同年9月の下水道条例の一部改正(第44号)では、資本費(下水道整備のための起債・利子分)の一部が導入され、適正な料金設定に対応すべく、3年サイクルで使用料の見直しを実施した(昭和56年8月8日『下野新聞』、『宇都宮市の下水道 昭和62年度版』)。またこの年から、使用料徴収の効率的運営を図るため水道料金との一元化を実施し、徴収事務を本市水道局に委託した。

さらに、昭和59(1984)年3月の市議会定例会でも下水道使用料等審議会の答申を踏まえて、平均88%という大幅な下水道使用料の改定を盛り込んだ下水道条例の一部改正が可決した。改定の理由は、諸経費などの上昇に伴い、下水道維持管理費の増大を招き、維持管理費と下水道使用料収入が年々不均衡となっていたため、市財政を圧迫していたためだった(昭和59年2月10日『下野新聞』)。

その後、昭和62(1987)年12月、平成4(1992)年6月、平成8年3月の下水道条例の一部改正を経て現在に至っている(表S4-10参照)。なお、平成22(2010)年4月からは、平成18(2006)年度に合併した上河内・河内地域の使用料を当市の使用料に統一

した(平成23)年3月までは、改定額の半分 になっている。
相当を据え置いた)。なお、料金の収納率は
ほぼ90%を超え、近年では99%の収納率と

表S4-10 下水道使用料の推移

●昭和40年3月下水道条例公布 同年8月分から使用料徴収開始(1か月につき)

種別	用途コードNo.	基本料金		超過料金(円) (1㎡につき)
		汚水量	料金(円)	
家事用	1・7	10㎡まで	100	10
営業用	2・5	10㎡まで	100	10
団体用	4	10㎡まで	100	10
湯屋用	3	100㎡まで	700	5
臨時用	6	1㎡につき	—	5

(昭和51年6月分～平成26年3月分：1か月につき：税抜)

種別	区分	汚水量	昭和51年 3月改正	昭和56年 9月改正	昭和59年 3月改正	昭和62年 12月改正	平成4年 6月改正	平成8年 3月改正
一般用	基本料金 (円)	10㎡まで	130	250	500	600	900	1,100
	超過料金 (1㎡につき)	10㎡を超え 20㎡まで	14	25	50	65	105	135
		20㎡を超え 50㎡まで	17	30	60	75	120	160
		50㎡を超え 100㎡まで	20	35	70	85	135	180
		100㎡を超え 500㎡まで	23	45	85	100	150	200
		500㎡を超え 1,000㎡まで	27	55	100	115	165	220
		1,000㎡を超 えるもの	32	65	115	130	175	240
湯屋用	基本料金	100㎡まで	1,000	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000
	超過料金 (1㎡につき)	100㎡を超 えるもの	10	20	20	25	30	40
施行日			昭和51年 6月	昭和56年 12月	昭和59年 6月	昭和63年 4月	平成4年 10月	平成8年 7月

(平成26年4月1日～：税込)

種別	1か月につき		2か月につき	
	汚水量	金額	汚水量	金額
一般用	10㎡まで	基本料金 1,188円	20㎡まで	基本料金 2,376円
	10㎡を超え20㎡まで	1㎡につき145.80円	20㎡を超え40㎡まで	1㎡につき145.80円
	20㎡を超え50㎡まで	1㎡につき172.80円	40㎡を超え100㎡まで	1㎡につき172.80円
	50㎡を超え100㎡まで	1㎡につき194.40円	100㎡を超え200㎡まで	1㎡につき194.40円
	100㎡を超え500㎡まで	1㎡につき216円	200㎡を超え1,000㎡ま で	1㎡につき216円
	500㎡を超え1,000㎡まで	1㎡につき237.60円	1,000㎡を超え2,000㎡まで	1㎡につき237.6円
	1,000㎡を超 えるもの	1㎡につき259.20円	2,000㎡を超 えるもの	1㎡につき259.20円
湯屋用	0㎡～100㎡	基本料金 4,320円	0㎡～200㎡	基本料金 8,640円
	101㎡以上	1㎡につき43.20円	201㎡以上	1㎡につき43.20円

(『宇都宮市の下水道 昭和62年度』、『事業年報 平成28年度』)

地域下水処理施設の使用料金

昭和50年4月に宝木市営住宅、石井団地、宇都宮卸商業団地の各下水処理施設が本市へ管理業務を移管するのを機に、同年3月に「宇都宮市専用水道施設及び地域下水処理施設管理及び使用料条例」(以下、「使用料条例」と表記) 施行規則の一部改正が行われた。料金体系は当初は従量制を採用していたが、下水道整備の拡張に伴い、合理的で効率の良い、質の高い汚水処理を行うために平成4年10月の使用料条例の一部改正から下水道の

料金体系と同じ通増累進制に移行した(適用は翌5年1月調定分から)。その後、平成5年12月に使用料条例の全部改正以降、数度の料金変更が行われ、現在の料金体系となった(表S4-11)。

工業団地排水処理施設の使用料金

一方、工業団地排水処理施設の使用料金は、昭和52年3月に「宇都宮市工業団地排水処理施設管理条例」(条例第20号)が制定され、翌4月から宇都宮工業団地の使用料徴収

表S4-11 地域下水処理施設使用料の推移

(1カ月につき)

用途	料金区分	昭和50年 3月制定	昭和56年 3月改正	昭和59年 3月改正	平成4年 10月改正	平成5年 12月全部改正	平成8年 3月改正	平成27年 現在	
(現在は一般用のみ)家事・営業用	基本料金 10㎡まで	400円	600円	600円	900円	900円	1,100円	1188円	
	超過料金	11㎡～20㎡まで	10円/㎡	30円/㎡	60円/㎡	95円/㎡	95円/㎡	130円/㎡	140.4円/㎡
		21㎡～50㎡まで	(宝木市営住宅)	(宝木市営住宅)		100円/㎡	100円/㎡	140円/㎡	151.2円/㎡
		51㎡～100㎡まで	30円/㎡	60円/㎡		105円/㎡	105円/㎡	150円/㎡	162円/㎡
		101㎡～500㎡まで	(卸商業団地・石井団地・瑞穂野団地)	(卸商業団地・石井団地・瑞穂野団地)		110円/㎡	110円/㎡	160円/㎡	172.8円/㎡
		501㎡～1000㎡まで				115円/㎡	115円/㎡	170円/㎡	183.6円/㎡
		1001㎡以上				120円/㎡	120円/㎡	180円/㎡	194.4円/㎡
処理施設 (制定・改正時点)		宝木市営住宅	宝木市営住宅	宝木市営住宅	宝木市営住宅	宝木市営住宅	宝木市営住宅	瑞穂野団地	
		卸商業団地	卸商業団地	卸商業団地	卸商業団地	卸商業団地	卸商業団地	上欠団地	
		石井団地	石井団地	石井団地	石井団地	石井団地	石井団地	豊郷台	
		瑞穂野団地	瑞穂野団地	瑞穂野団地	瑞穂野団地	瑞穂野団地	瑞穂野団地	篠井ニュータウン	
				さつき団地	さつき団地	さつき団地	さつき団地	鎗山イーストヒルズ	
				東部ニュータウン	東部ニュータウン	東部ニュータウン	東部ニュータウン	宝木新里ニュータウン	
					上欠団地	上欠団地	上欠団地	ウッドユータウンみやのもり	
						鶴の宮	鶴の宮	グリーンタウン	
								みずほの緑の郷	
								フラワーニュータウン三向宝木	

(『宇都宮市の下水道 平成15年度』、『事業年報 平成27年度』)

がはじまった。料金体系は独自の水質使用料制を採用した。料金は処理施設と計量装置の使用料を徴収し、処理施設については、使用者ごとの1カ月あたりの負荷量(汚水量に生物化学的酸素要求量を乗じた数)を基準に、100gあたりの使用料単価を乗じて得た額を徴収している。計量装置使用料は、1基1カ月につき、口径20mmから150mmまでの10種類のものについて、それぞれ使用料を設定している。

清原工業団地については、平成8年4月に当市へ業務を移管してから処理施設使用料の徴収をはじめた。処理施設使用料は平出工業団地とは異なり、使用者ごとの1カ月あたりの汚水量(使用者が市と協議して定めた「排水予定汚水量」に満たない場合は「排水予定汚水量」の9割)を基準に、使用料単価を乗じて得た額を徴収している。なお、料金の収納率は95%以上で、近年では100%の収納率となっている。